

# 令和4年度予算編成方針について

## 【1】令和4年度予算の基本的な考え方

国の月例経済報告（令和3年9月）によると、「景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるなか、持ち直しの動きが続いているものの、このところそのテンポが弱まっている。」としている。先行きについては、感染拡大の防止策を講じ、ワクチン接種を促進するなかで、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、景気が持ち直していくことが期待される。ただし、内外の感染症の動向、サプライチェーンを通じた影響による下振れリスクの高まりに十分注意しつつ、金融資本市場の変動等の影響も注視する必要がある。

こうした状況の中において、当市の財政状況は硬直化が続いており、新型コロナウイルス感染症の影響による税収減等の一般財源総額減少に対して、公共施設等の老朽化対策に伴う財政需要の増加が見込まれるなど、極めて厳しい状況を迎えている。

さらに、大規模災害を未然に防ぐために必須となる防災・減災事業、少子高齢化社会の進行により増加する社会保障経費、2020年12月に策定された「自治体DX推進計画」に基づくデジタル社会の実現に向けた取組等、昨今の諸課題に対応するべく様々な財政需要が重なり、市を取り巻く状況は一層厳しさを増している。令和4年度においても、引き続き厳しい財政運営が予想されるため、国の予算編成や地方財政対策の動向などに留意しつつ、更に国・県と財政面においても緊密に連携することで、財源等を適正に市予算へ反映する対応が求められる。

第6次総合計画の2年目となる令和4年度は、全国的な新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として先行きが不透明な状況であることから、この状況を職員全員が十分に認識した上で、着手済みの重点事業の実施を最優先とするなど、中長期的視点を持ち、事業の選択と集中を図る。また、徹底した行政評価と行財政改革を進め、限られた財源の中、各施策を通じて持続可能なまちづくりを推進していく。

よって、現場主義を徹底し、市民満足度の向上を図るため、市民からの意見や声のもと、費用対効果を踏まえた事業の優先順位をつけ、事業の選択と集中による予算の更なる重点化を図りながら、次世代への過度な負担を残さない、持続可能なまちづくり予算の編成に取り組むこととする。

## 【2】 予算編成の背景

### 1 国の予算編成について

政府は、東日本大震災からの復興・創生、激甚化・頻発化する災害への対応に取り組むとともに、決してデフレに戻さないとの決意をもって、新型コロナウイルス感染症の感染対策に万全を期す中で、雇用の確保と事業の継続を通じて、国民の命と暮らしを守り抜くとしている。あわせて、「経済財政運営と改革の基本方針2021」等に基づき、グリーン、デジタル、活力ある地方創り、少子化対策の4つの課題に重点的な投資を行い、長年の課題に答えを出し、力強い成長を実現するとしている。

また、令和2年度第3次補正予算及び令和3年度予算を迅速かつ適切に執行し、引き続き、感染状況や経済的な影響を注視し、状況に応じて、予備費の活用により臨機応変に必要な対策を講じていくとともに、自律的な経済成長に向けて、躊躇なく機動的なマクロ経済政策運営を行っていくこととしている。

「令和4年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」においては、「経済財政運営と改革の基本方針2021」及び「新経済・財政再生計画」の枠組みの下、手を緩めることなく本格的な歳出改革に取り組むこととしている。年金・医療等については、前年度当初予算額に高齢化等に伴ういわゆる自然増を加算した範囲内で要求、地方交付税交付金等については「新経済・財政再生計画」との整合性に留意しつつ要求、義務的経費については前年度当初予算の額の範囲内で要求、その他の経費については前年度当初予算額の100分の90の範囲内で要求するものとしている。また、グリーン、デジタル、地方活性化、子ども子育てへの予算の重点化を進めるため、「基本方針2021」及び「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ」等を踏まえた諸課題について、「新たな成長推進枠」を設けることとしている。

市としては、この不透明な状況において、国の経済財政運営と改革の基本方針等を踏まえた予算編成方針や新型コロナウイルス感染症への対応、主要施策と歳出改革の取組、地方財政対策の動向等について、今まで以上に注視しながら、今後の国の補正予算も含めた施策や経済対策等を十分に踏まえつつ、地方財政に対する様々な影響を考慮して、適時適切に対応していく必要がある。

### 2 地方財政について

国（総務省）は、「経済財政運営と改革の基本方針2018」で示された「新経済・財政再生計画」を踏まえ、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額について、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に

同水準を確保するとし、地方交付税については、本来の役割が適切に発揮されるよう総額を確保するとともに、交付税率の引上げを事項要求としている。

令和4年度の地方財政の課題としては、「①感染症への対応、活力ある地域社会の実現等の重要課題への対応」として、地方団体が、新型コロナウイルス感染症に対応するとともに、デジタル変革の加速やグリーン社会の実現、地方への新たな人の流れの強化等による地方創生の推進、防災・減災、国土強靱化を始めとする安全・安心なくらしの実現など、活力ある地域社会の実現等に取り組むことができる、安定的な税財政基盤を確保することとしている。「②地方の一般財源総額の確保」として、社会保障関係費の増加が見込まれる中、地方団体が、上記①重要課題に対応しつつ、行政サービスを安定的に提供できるよう、「新経済・財政再生計画」等を踏まえ、交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額について令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保し、地方交付税については、極めて厳しい地方財政の現状等を踏まえ、本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう、総額を適切に確保するとともに、臨時財政対策債の発行を抑制する。更に、地方分権推進の基盤となる地方税収を確保しつつ、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築することとしている。「③デジタル・ガバメントの推進と財政マネジメントの強化」として、デジタル社会の基盤であるマイナンバーカードの普及促進や自治体情報システムの標準化・共通化などデジタル・ガバメントを推進するとともに、公共施設等の適正配置や老朽化対策等の推進、財政状況の「見える化」、公営企業会計の適用拡大、水道・下水道の広域化等の公営企業の経営改革など、地方団体の財政マネジメントを強化することとしている。

地方の現状は、税収減の影響、社会保障費の増加、公共施設の老朽化に伴う更新等による財政需要の増加など、大幅な財源不足が生じており、地域間格差が拡大している。また、令和3年度末においても多額の長期債務残高を抱える見込みであり、極めて厳しい財政状況が続いている中、行財政改革を行いつつ、住民サービスの維持に努めなければならない。

景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるなか、持ち直しの動きが続いているものの、このところそのテンポが弱まっているとされ、国内外の感染症の動向や海外経済の動向と政策に関する不確実性等が懸念される中、景気がさらに悪化する可能性もあり、さらに厳しい状況も予想される。

長期的には少子高齢化に伴う社会保障関係経費の増大が見込まれる一方で、市税収入の減少や地方交付税の減額、国庫補助金等の見直しによる影響等も含め、一般財源総額の確保は厳しいものと想定され、令和4年度においては、より一層の歳出

削減や徹底した行財政改革の推進など、財政の健全化に取り組んでいかなければならない。

### 3 本市の財政状況について

令和3年度の財政運営は、国の地方財政計画に基づく普通交付税や臨時財政対策債の増額、各種交付金の増減額、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた市税の動向等全体の財源状況を見込みながら、第6次総合計画前期基本計画の具体的な事業の推進に積極的に取り組みつつ、持続可能な健全財政の運営に努めている。

令和2年度決算においては、市税収入は29億8千万円で、対前年度比1億7千万円の減、地方交付税は26億9千万円で、対前年度比3千万円の減となった。令和3年度においては、市税収入の見通しは依然として不透明な状況にあるが、普通交付税の交付決定額は23億3千万円で、対前年度比2億1千万円の増、臨時財政対策債の発行可能額は3億7千万円で、対前年度比1億1千万円の増となり、依存財源の大幅な増加により、自主財源である市税等一般財源の補填がされる見込みである。

また、財政の弾力性を示す経常収支比率は、令和2年度決算では経常的一般財源等の減及び経常的経費充当一般財源等の増により、令和元年度決算の91.1%から93.8%となり、2.7%悪化した。令和3年度は市税収入の不透明な見通しとともに、公共施設整備に伴う市債発行による公債費の増加など、更に経常収支比率が上昇する要因を含んでいる。

市債については、令和3年度末の借入金残高の見込みが、一般会計で72億円、特別会計及び企業会計で103億円（うち公共下水道53億円、病院27億円）、全会計では175億円であり、依然として高い借入金残高を抱えており、一般会計については平成30年度末から市債現在高が増加に転じ、これまで継続して増加しているところである。また、一般会計から公営企業会計に対する公債費充当繰出金が依然として多額となっている。（主に下水道特別会計、病院事業会計。）

令和2年度決算に基づく市の財政の健全化判断比率については、実質公債費比率は9.9%から9.3%となり、わずかに改善された。一方で、将来負担比率については23.7%から41.0%と悪化に転じた。老朽化した公共施設の更新による起債の発行増と基金の取り崩しによって将来負担比率が悪化したものであり、増加する社会保障経費に加え、施設の老朽化対策や防災・減災対策など、今後も各財政需要が増加する中、令和4年度も引き続き、限られた一般財源を考慮した財政運営と、将来を見据えた財政の健全化判断比率の改善が必要かつ重要となっている。

#### ※実質公債費比率

市の一般会計の借入金の返済額やこれに準ずる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標。比率が高まると、地方債の発行の制限や、財政の弾力性が一層低下していく。一般会計が負担した元利償還金・準元利償還金の標準財政規模に対する比率。

#### ※将来負担比率

市の一般会計の借入金や将来支払っていく負担等を指標化し、将来財政を圧迫する度合いを示す指標。比率が高まると、将来の財政運営が一層圧迫されていく。一般会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率。

#### ※経常収支比率

経常的一般財源の総額に占める経常的経費充当一般財源の割合。一般会計の財政の硬直化を示す指標。

令和4年度は、市税をはじめとした一般財源の確保については、依然として不透明な状況であり、更なる景気低迷の可能性もあることから、持続可能な財政運営を実現するため、市税収入や各種交付金の減少に加え、国庫補助・交付金の見直し、地方交付税の厳格な見込みと算定見直し、県補助金の減額などを想定しつつ、これまで積み立てた基金の活用による財源確保を含め、極めて厳しい財政状況を想定した財政運営を進めなければならない。

新型コロナウイルス感染症の影響による本市の極めて厳しい財政状況を踏まえ、職員全員が真の行財政改革に取り組むべく、令和4年度も引き続き事業の抜本的な見直しと優先順位の洗い直しによって、事業の選択と集中による予算の更なる重点化に取り組むこととする。全庁一丸となって持続可能な財政運営に努めつつ、本市の健康年齢向上施策や人口減少対策、地域経済活性化対策を意識し、市の特色を活かした魅力あふれるまちづくりに向けて取り組むべく、事業の優先順位付けや取捨選択を厳格に行うとともに、予算の更なる重点化と持続可能な予算配分を行うこととする。

## 【3】市の予算編成方針について

### I 一般会計の予算編成方針

#### 1 基本方針

- (1) 真に必要な事業を推進するための、事業の優先順位の洗い直しと、財源に留意した事業の選択と集中による予算の更なる重点化

SDGs（持続可能な開発目標）、カーボンニュートラル（脱炭素社会の実現）等推進のもと、地球規模の課題を踏まえた意識を持ち、少子高齢化・人口減少等をはじめ、多様化・複雑化する様々な行政課題に対応し、持続可能な自治体運営を行うため、全ての施策を相互に連携させ、効果的に実行するための予算編成に取り組むこと。

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策やアフターコロナを見据え行う地域経済の回復や市民生活の安心安全を確保するための幅広い支援、社会変革に対応するデジタル化、防災・減災事業など緊要な事業については、事業内容を精査した上で予算要求すること。

なお、新型コロナウイルス感染症への対応に係る事業については、現時点で予見可能な範囲での予算要求となるが、国・県等の予算編成状況等の動向を踏まえ必要な事業については予算編成過程において検討し、適時適切に対応すること。

市民目線による必要な施策に絞りつつ、優先順位付けによる事業の厳しい選択と集中の実施により、真に必要な事業を選択し、限られた一般財源を効果的に配分して予算を重点化する。各部局課内において既存事業の効果を再検証することで、事業の優先順位を見直し、メリハリをつけた予算要求とすること。

限られた人員により事業を推進するため、増大している国及び県の関連事務事業については、人員増が伴わないよう既存事業の検証評価と見直しを行うとともに、既存事業のうち、効果が出ていない、効果が小さいなど、優先順位の低い事業（事務事業を含む）については、廃止や休止、先送り、終期の設定など、各部局課内で主体的かつ責任を持って、事業の抜本的な見直しを行うこと。

新型コロナウイルス感染症への対応など緊要な事業、学校給食センター建設事業等の継続・重点事業を除き、原則、一般財源の増額を伴う新規事業は認めない。

なお、既存事業のスクラップアンドビルドや統廃合など、より事業効果が期待できる見直しや一般財源の増額を伴わない新規事業の構築については、この限りではない。

歳出予算要求額については、特殊要因等を除いて、原則R3当初予算額対比ゼロシーリングとする。また、部局課ごとに一般財源ベースの事業費増減を把握・分析のうえ査定を行い、部局課全体予算の一般財源ベースの縮減率を調整すること。

## (2) 総合計画基本計画の推進と市民との協働によるまちづくり

地方創生の下、市の健康年齢向上施策や人口減少対策、地域経済活性化対策を意識し、基本計画に掲げる重点事業を着実に実行するための予算とし、市民との協働により、持続可能な魅力あるまちづくり予算を編成する。

現場主義の下、積極的に「現場へ出かける行政」を推進するため、市民への十分な事業説明等を含め、事業運営手法等について改めて検討すること。

## (3) 行財政改革の推進による持続可能な財政運営

厳しい財政状況を十分に認識し、引き続き、行財政改革により無駄を排除し、持続可能な健全財政の運営に努め、健全化判断比率及び経常収支比率を改善する。

前例に捉われずゼロベースの視点に立ち、事務事業を再構築すること。

老朽化が進む公共施設の適正な維持管理と最適配置のため、令和3年度までに見直しを行う公共施設等総合管理計画及び令和2年度までに策定した個別施設計画を踏まえて、今後の公共施設の在り方と効果的かつ効率的な活用に向けて、統廃合も含めて十分に検討を行うこと。なお、今後も活用する施設については、予防保全による長寿命化を図りつつ、市全体の公共施設の縮減も視野に入れ、コスト面でメリハリをつけた対応とすること。

## 2 基本方針に対する心得

### (1) 持続可能な予算、年間総合予算として編成

次世代への過度な負担を残さない、持続可能なまちづくり予算を編成するため、厳しくかつ的確な根拠に基づき、適正な予算要求に努めた年間総合予算とする。

### (2) 市債の発行抑制による公債費負担（将来負担額）の軽減

公共施設の更新等、多額の財源確保を要するものについては、市債を活用しつつも、可能な限り発行額を抑制することで、実質公債費比率及び将来負担比率の引き下げに努める。また、世代間における財政負担の公平化と将来負担額の軽減などの観点から、償還額の平準化に努めつつ、普通交付税措置のある有利な適債事業を選択する。

### (3) 徹底した歳入の見直しと受益と負担の適正化等（施設使用料等の改定）

一般財源の確保に向け、市税等の収納率の向上や、受益と負担の適正化の総点検により、使用料や手数料等の見直しを着実にを行うとともに、新たな財源の掘り起こしや創意工夫による自主財源の確保に努める。

施設使用料等については、引き続き、全庁的に見直しを行う。特に使用料については、受益者負担の適正化と公平性の観点から、施設維持管理経費等に対する費用対効果を踏まえ、実態に即した適正な料金設定を行うため、設定基準にかかる必要な見直しを行う。

### (4) 徹底した歳出の削減（経費削減及び不用額の縮減）

歳出全般にわたる徹底した見直し（事業の廃止、終期の設定、補助団体の統合、補助金額の見直し、借用土地建物の必要性及び借地料等の契約の見直しなど）を行い、一層の経費削減を図る。

各部局課内間の連携調整による横断的な歳出の削減と抑制が図られるものがないか検討する。

経常的経費（事務的・管理的経費）は、引き続き、可能な限り削減努力する。

一般会計から特別会計及び企業会計に対する繰出金（負担金・補助金等）についても、引き続き、可能な限り削減に努める。

補助金や負担金（各種団体運営補助金・イベント補助金を含む）についても、実績と補助効果を十分に検証した上で所要額を把握し、必要に応じて減額する。

イベントを含むソフト事業については、現況を十分に踏まえて、実施の可能性と実施方法等について、十分に検討する。

### (5) 行政評価による施策と事業全般の見直し及び市民協働型事業手法の導入

令和4年度においても、新規事業についても聖域とせず、全ての事業について行政評価（施策・事務事業評価）により、長期的、短期的、両側面から、その目的と有効性、経済性や事業効果等を十分に検証し、事業の拡充、事業の廃止を含めた見直しを徹底する。また、横断的な視点で全庁的な連携を密にし、創意と工夫による効果的な施策の展開を図るとともに、市民提案（ワークショップの開催等）や道普請方式といった市民協働型の事業手法を積極的に取り入れる。

### (6) 国及び県の予算編成方針や施策、経済対策等の動向に柔軟に対応するよう、今後の情報には十分に注視すること。

各省庁及び県からの情報については、総務課まで随時情報提供すること。



## II 特別会計及び企業会計の予算編成方針

特別会計及び企業会計の予算は、一般会計に準じて歳入（収入）・歳出（支出）とともに徹底した見直しを図るとともに、**利用料金（使用料）や保険料等の特定収入をもって運営経費を賄うべきであるとの独立採算の原則に立ち、一層の適正な収入確保に努め、長期的な収支見通しを把握した上で、予算を編成すること。**

国民健康保険特別会計については、県が財政運営の責任主体となる新制度に移行して5年目となるが、引き続き制度改正等に留意して、予算を編成すること。

介護保険特別会計については、令和3年度に行われた制度改正等に留意して、予算を編成すること。

**公営企業会計については、適正な収入確保に取り組むとともに、施設の在り方について十分に検討した上で、経営戦略等に基づき、経営基盤の強化に向けた適正な維持管理と効率化、経営合理化による経費削減等により、一般会計繰入金要求額の減額に努め、一般会計への依存を可能な限り圧縮すること。**

また、**今後の公営企業会計の適用拡大（令和5年度までに移行）（農業集落排水事業・公共下水道事業）にあたっては十分に留意し、計画的に準備対応すること。**